

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令
(令和5年12月26日外務省令第15号)

令和5年12月26日
外務省領事局旅券課

1 改正の概要

「国外における旅券手数料の額を定める省令」(平成18年外務省令第4号)別表中に定められている手数料の額について、令和6年1月1日以降にマルタにおいて、徴収する通貨及び手数料の額を定めた。

2 改正の理由

- (1) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき、令和6年1月1日付けで、在マルタ兼勤駐在官事務所を開設する予定である。
- (2) (1)に伴い、「国外における旅券手数料の額を定める省令(平成18年外務省令第4号)」の定めるところにより、「国外における旅券手数料の額を定める省令」において、マルタにおいて旅券手数料の額を定めることが必要となった。

(了)